

令和8年度

逗子市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

逗子市



議案第40号

令和8年度逗子市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度逗子市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,769千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,754,169千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月11日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
7	繰入金	1,150,250	1,769	1,152,019
	1 一般会計繰入金	1,045,920	1,769	1,047,689
	歳 入 合 計	6,752,400	1,769	6,754,169

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	170,992	1,769	172,761
	1 総務管理費	76,931	1,769	78,700
	歳 出 合 計	6,752,400	1,769	6,754,169



令和8年度

逗子市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)に関する説明書

逗子市





(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	千円 170,992	千円 1,769	千円 172,761
歳 出 合 計	6,752,400	1,769	6,754,169

補正額の財源内訳			
特 国県支出金	定 地方債	財 その他	源 一般財源
千円	千円	千円	千円
			1,769
0	0	0	1,769

## 2 歳 入

7款 繰入金

1,769千円

1項 一般会計繰入金

1,769千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	千円 1,045,920	千円 1,769	千円 1,047,689
計	1,045,920	1,769	1,047,689

節		説	明
区 分	金 額		
4 その他一般会 計繰入金	千円 1,769	01 その他一般会計繰入金	千円 1,769

### 3 歳 出

1 款 総務費

1,769千円

1 項 総務管理費

1,769千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 76,931	千円 1,769	千円 78,700	千円	千円	千円	千円 1,769
計	76,931	1,769	78,700	0	0	0	1,769

節		説明	
区分	金額		
13 委託料	千円 1,769	002 一般管理事務費	千円 1,769
		01 一般管理事務費	1,769
		委託料	1,769

# 議案等資料

(補正予算資料)

# 議案等資料 (補正予算資料)

令和 8 年 第 2 回 定例会

議案第 40 号

令和 8 年度 介護保険事業特別 会計

補正予算 第 1 号

課かい名 高齢介護課

## 歳入歳出予算

歳出 予算説明書 6・7 ページ

科目	款	項	目	事業1	事業2
	1	1	1	2	1

事業名 一般管理事務費

補正額 1,769 千円

歳入 予算説明書 4・5 ページ

科目	款	項	目	節	細節
	7	1	1	4	1

細節名 その他一般会計繰入金

補正額 1,769 千円

歳入歳出予算以外

予算書 ページ

## 補正の理由

介護保険法の一部改正により、補足給付の負担限度額が見直しになることから、介護保険システムを改修する必要があるため。

## 説明

### 歳出

介護保険システム改修費 1,768,800円

### 歳入

その他一般会計繰入金 1,768,800円

介護保険事業特別会計補正第1号に係る介護保険制度改正概要

第1 改正の趣旨

令和7年12月にとりまとめられた社会保障審議会介護保険部会の意見書を踏まえ、負担能力に応じた負担を図る観点から、介護保険施設等における居住費又は滞在費に対して支給される特定入所者介護（予防）サービス費について、支給額の見直しを行うものであること。

第2 補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の概要

食費・居住費について、利用者負担が第1段階～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定し、標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付。

第3 施行期日

令和8年8月1日（8月サービス利用分から適用）

第4 改正内容

●負担軽減の対象となる低所得者

利用者負担段階	負担軽減の対象	主な対象者	預貯金額(夫婦の場合)(※)
第1段階	○	・生活保護受給者	要件なし
		・世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である ・高齢福祉年金受給者	1,000万円(2,000万円)以下
第2段階	○	世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額(※)＋合計所得金額が82.65万円以下 (旧:年金収入金額(※)＋合計所得金額が80万円以下)
第3段階①	○		年金収入金額(※)＋合計所得金額が82.65万円超～120万円以下 (旧:年金収入金額(※)＋合計所得金額が80万円超～120万円以下)
第3段階②	○		年金収入金額(※)＋合計所得金額が120万円超
第4段階	×	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者	

※平成28年8月以降は、非課税年金も含む。

●補足給付変更箇所

	基準費用額 (月額)	負担限度額(月額)※短期入所生活介護等(月額)				
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
食費	1,545円(4.7万円) (旧:1,445円(4.4万円))	300円(0.9万円)	390円(1.2万円)	680円(2.1万円) (旧:650円(2.0万円))	1,420円(4.3万円) (旧:1,360円(4.1万円))	
	ショートステイの場合⇒	【300円】	【600円(1.8万円)】	【1,030円(3.1万円)】 (旧:1,000円(3.0万円))	【1,360円(4.1万円)】 (旧:1,300円(4.0万円))	
居住費	多床室	特養等	0円(0万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)	530円(1.6万円) (旧:430円(1.3万円))
		老健・医療院 (室料を徴収する場合)	0円(0万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)	530円(1.6万円) (旧:430円(1.3万円))
		老健・医療院等 (室料を徴収しない場合)	437円(1.3万円)	0円(0万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)
	従来型個室	特養等	380円(1.2万円)	480円(1.5万円)	880円(2.7万円)	980円(3.0万円) (旧:880円(2.7万円))
		老健・医療院等	550円(1.7万円)	550円(1.7万円)	1,370円(4.2万円)	1,470円(4.5万円) (旧:1,370円(4.2万円))
	ユニット型個室的多床室		550円(1.7万円)	550円(1.7万円)	1,370円(4.2万円)	1,470円(4.5万円) (旧:1,370円(4.2万円))
ユニット型個室		880円(2.6万円)	880円(2.6万円)	1,370円(4.2万円)	1,470円(4.5万円) (旧:1,370円(4.2万円))	